

育友会会則

第 1 章 総 則

第1条 本会は 育友会と称する。

第2条 本会の会員 (以下本校と称する。) に在籍する生徒の保護者又はその代理者 (以下保護者という。) と本校教職員とする。

第3条 本会の事務所を本校におく。

第 2 章 目 的

第4条 本会は次の諸項目を目的とする。

1. 本校生徒の家庭・学校及び社会に於ける福祉を増進する。
2. 家庭生活及び社会生活の水準を高め民主社会における公民の権利と義務とに関する理解を促進するために保護者に対して成人教育を盛んにする。
3. 民主的教育に対する理解を深めこれを推進する。
4. 家庭と学校との関係を一そう緊密にし本校生徒の訓育について保護者と教職員とが聡明なる協力をする。
5. 保護者と教職員と一般社会の協力を促進して本校生徒及び一般青少年の心身の健全な発達をはかる。
6. 本校の教育的環境の整備をはかる。
7. 青少年の補導保護並びに福祉に関する法律の実施につとめ更に新しい適正な法律をつくることに協力する。
8. 適正な法律上の手続により公立学校に対する公費による適正な支持を確保することに協力する。
9. 熊本県特に熊本市及びその近傍における社会教育の振興をたすける。
10. 国際親善につとめる。

第 3 章 方 針

第 5 条 本会は教育を本旨とする団体として活動する。

第 6 条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的団体であって本会の名においていかなる営利的企業を支持することも又他のいかなる職務（公私をとわず）の候補者を推せんすることもできない。本会及び本会の役員はその名において営利的、政党的その他本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係をもってはならない。

第 7 条 本会は青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第 8 条 本会は自立独立のものであって他のいかなる団体の支配統制干渉をうけてはならない。

第 9 条 本会は校長、教職員及び教育委員会と学校問題について討議し又その活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第 10 条 本会は国会及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に努力する。

第 4 章 会 計

第 11 条 本会の経費は会費をもって支弁する。

第 12 条 会費は毎年度予算の定めるところにより会員が負担する。

第 13 条 本会の会計年度は本校の教育年度と一致させる。

第 5 章 役 員

第 14 条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 理 事 若干名

役員任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

第 15 条 正副会長の選任は次のとおり行われる。

1. 会長は 1 月末迄に次期正副会長候補者指名委員会を招集する。

そのため教職員より 2 名、第 3 学年各学級より 1 名の委員はそれまでに各単位の会員の中から決定されねばならない。この際尚 1、2 学年に在学する子女を有する者は委員になることはできない。

2. 次期正副会長候補者指名委員会は委員長を互選し、本人の同意をえて正副会長指名候補者を決定発表する。これに関する全会員への通告は 3 月総会の 20 日前になさねばならない。

3. 会員は候補者を追加指名することが出来る。

但し、3 月総会の 10 日前迄に同候補者の同意書をそえた立候補せん書を 10 名以上の会員の連印で指名委員長に申し出ねばならない。この場合同委員長は 3 月総会の 5 日前迄に追加指名の通告を全会員に発送する責任を負う。

4. 候補者が定員数を超過するときは 3 月総会において無記名投票による多数決の選挙を行ない超過せぬときは無投票当選とする。選挙管理は会長の指示による。

5. 正副会長の交代就任は 3 月総会に於て行なわれる。

6. 会長不在の場合には副会長が昇格する。どの副会長が昇格するかは役員会で決定する。

7. 副会長は役員会で補充し次期総会で承認を求める。

第 16 条 理事は、会長が委嘱するものとし、その任期は承諾の日から次の 3 月総会までとする。

第 17 条 役員は他の役員を兼任することはできない。

第 18 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は総会及び役員会のすべての集会を司会し且つすべての委員会に一委員として出席し必要ある場合諸種の会合に本会の代表者として出席する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合にはその代理をつとめる。又すべての委員会に一委員として出席する。

3. 理事は会長の委嘱をうけて会務を分掌する。

第 6 章 総 会

第 19 条 総会は本会の最高議決機関であり、定時総会と臨時総会に分ける。

2. 定時総会は毎年5、3月に開催し次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長、監事の承認。
- (2) 予算及び決算の承認。
- (3) 会則の改正。
- (4) その他重要事項。

第 20 条 臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

第 21 条 総会における議事は出席会員の過半数を以て決する。

第 7 章 役 員 会

第 22 条 役員会は正副会長、理事と校長又はその代理者によって構成され年2回、原則として春秋開くのを例とする。ただし、会長が必要と認められた時は臨時に開催することができる。

第 23 条 役員の仕事は次のとおりである。

1. 本会の目的に応じて各種の企画をする。
2. 必要ある場合には特別委員会を設ける。
3. 各種委員によって立案された事業計画を審議検討する。
4. 総会に提出する報告及び議案を作成する。
5. その他総会により委任された事務及び本会側に規定された事項を執行する。

第 8 章 委 員 会

第 24 条 委員会には常任委員会、特別委員会、会計監査委員会、役員候補者指名委員会の4つをおく。委員会は必要により随時開かれる。

第 25 条 常任委員会として、総務、財務、会員、教養、厚生5委員会をおく。

第 26 条 常任委員会の構成及び任務は次のとおりとする。

1. 総務委員会は理事若干名を以て構成し、本会の企画、庶務を管掌し総会並びに役員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
2. 財務委員会は理事若干名を以て構成し、本会の予算収支及びその記録を管掌し、総会に於て財務状況を報告し、特に 5 月総会に於て会計監査委員会の監査を経た決算報告を行なう。
3. 会員委員会は理事若干名を以て構成し、全会員、家族相互の親和を図るとともに会員の団結及びその啓発を期する。
4. 教養委員会は理事若干名を以て構成し、会員及び生徒の教養を高めるために学校に協力する。
5. 厚生委員会は理事若干名を以て構成し、生徒の福祉増進、保健衛生など学校に協力する。

第 27 条 特別委員会は理事若干名を以て構成し、特定の目的を遂行するため一定時期に限り設ける。

第 28 条 会計監査委員会は会員中から選ばれた 3 名の監事によって構成され、その年度の会計を監査し、5 月総会に於てその結果を報告する。

第 29 条 役員候補者指名委員会については第 15 条による。

付 則

1. 本会則は総会に於て可決の日より実施される。
2. 昭和 47 年 4 月 1 日付一部改正。
3. 昭和 56 年 5 月 12 日付一部改正。
4. 平成 25 年 5 月 15 日付一部改正。